

訪問介護事業所の皆様へ

「特定事業所加算」を取得しませんか!!

※介護労働安定センターが、**無料で**、取得支援を行う専門家（社会保険労務士）を派遣します。

特定事業所加算は、「質の高い人材を揃え、質の高いサービスを提供し、介護度の高い利用者にサービスを提供」できる事業所の“証し”です。

<参考> 特定事業所加算の取得状況(横浜市、令和8年1月1日時点)

※横浜市では、
令和8年1月現在、
半数を超える事業所が
加算を取得しています。

事業所数	無	有			
		(Ⅰ)	(Ⅱ)	(Ⅲ)	(Ⅳ)
873	416 (47.7%)	457(52.3%)			
		129 (14.8%)	320 (36.7%)	6 (0.7%)	2 (0.2%)

加算を取得すれば、以下のメリットがあります。

- ①**加算による収入増加** ... 加算(Ⅰ)：所定単位数の20%加算
(Ⅱ)： // 10%加算
(Ⅲ)： // 10%加算
- ②**利用者満足度の向上**
- ③**職員の処遇改善** ... (Ⅰ)or(Ⅱ)を取得すれば、処遇改善加算Ⅰを算定可能
- ④**事業所の信頼性・ブランド力の向上**

加算を取得するためには、**体制要件、人材要件、(重度利用者対応要件)**を整備する必要があります。
横浜市では、特定事業所加算取得を促進し、訪問介護事業所の経営安定化を支援します。
下記の支援内容をご一読のうえ、是非、当個別相談をご利用ください！

《専門家による個別相談》

対象施設・事業所	相談時間・回数・実施方法	実施期間
加算 未取得 および 加算 (Ⅱ)~(Ⅳ) 算定事業所	時間：1回あたり 1.5時間程度 回数：1事業所あたり 2回まで 実施方法： 対面 (事業所を訪問、センターへ来訪) オンライン 電話(事前予約による日時指定制、 1回30分~)	令和8年4月1日 ~ 令和9年3月31日 (申込期限：3月14日)



- 当個別相談は、**全て無料**です(横浜市がコンサルタント費用を負担します)。
- 相談をご希望の方は、裏面の「個別相談申込書」に必要事項を記入し、

メール※又はFAXでお申し込みください。
(※メールの方は、裏面の必要事項をメール文に箇条書きで記入し、下記アドレスへ送付ください。)

★個別相談には回数に限りがございますので、お早めにお申し込みください。

[お問い合わせ先]



公益財団法人 **介護労働安定センター 神奈川支部**

〒231-0007 横浜市中区弁天通6-79 港和ビル8F Tel: 045-212-0015 Fax: 045-212-0016
E-mail: kaigokanagawa@kaigo-center.or.jp HP: <https://www.kaigo-center.or.jp>



ホームページ

